

第一学年	第二学年
修業年限四年の卒業生は、学校教育法による高等学校修業年限四年の卒業生と同等とみなす。	学校教育法による高等学校修業年限四年の卒業生と同等とみなす。
第一学年	第三学年
修業年限四年の卒業生は、学校教育法による高等学校修業年限四年の卒業生と同等とみなす。	学校教育法による高等学校修業年限四年の卒業生と同等とみなす。

第七條 左表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者は、学年の初めにおいて下欄の規定に大学に編入し、又は入学させることができる。

従前の規定による大学予科(短期大学を除く)へ編入した場合の在学すべき年数	短期大学へ入学し又は編入した場合の在学すべき年数
一年以上	短期大学へ入学し又は編入した場合の在学すべき年数

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

② 専門学校卒業程度検定規程(昭和十八年文部省令第四十六号)による専門学校卒業程度検定に合格した者は、前項の表の適用については、従前の規定による中等学校卒業程度を入学資格とする従前の規定による専門学校の本科の第三学年の課程又は高等学校卒業程度を入学資格とする従前の規定による専門学校本科第二学年の課程をそれぞれ修了し、又はこれらの学校を卒業した者とみなす。

③ 旧高等学校高等科力検定規程(大正十年文部省訓令)による高等学校高等科力検定に合格した者は、第一項の表の適用については、従前の規定による高等学校高等科を卒業した者とみなす。

第八條 前条の規定によつて学校教育法による大学に編入し、又は入学した者は、その大学で定める課程を履修しなければならぬ。

第九條 尋常小学校卒業生及び国民学校初等科修了者は、学校教育法による小学校の卒業生とみなす。

② 国民学校高等科、国民学校特修科及び青年学校普通科修了者は、学校教育法による中学校の第二学年修了者とみなす。

D [日法八六〇・一] ⑤

第一学年を修了した者	第二学年を修了した者	第三学年を修了した者	第四学年を修了した者
四年以上	三年以上	一年以上	一年以上
短期大学へ編入した場合の在学すべき年数	短期大学へ編入した場合の在学すべき年数	短期大学へ編入した場合の在学すべき年数	短期大学へ編入した場合の在学すべき年数
一年以上	一年以上	一年以上	一年以上

二四九

二五〇

第十條 左表の上欄に掲げる従前の規定による学校の卒業生は、下欄に掲げる学校教育法による高等学校(学校教育法による特別支援学校の高等部を含む)の全日制の課程の各学年の課程を修了した者とみなす。

国民学校初等科修了者	国民学校初等科修了者	国民学校初等科修了者	国民学校初等科修了者
第一学年	第一学年	第一学年	第一学年
国民学校高等科修了者	国民学校高等科修了者	国民学校高等科修了者	国民学校高等科修了者
第二学年	第二学年	第二学年	第二学年
国民学校高等科修了者	国民学校高等科修了者	国民学校高等科修了者	国民学校高等科修了者
第三学年	第三学年	第三学年	第三学年
国民学校高等科修了者	国民学校高等科修了者	国民学校高等科修了者	国民学校高等科修了者
第四学年	第四学年	第四学年	第四学年

D [日法八六〇・一] ⑤

② 左表の上欄に規定する者は、下欄に掲げる学校教育法による高等学校(学校教育法による特別支援学校の高等部を含む)の全日制の課程の各学年の課程を修了した者とみなす。

第一学年	第二学年
四年以上	三年以上
短期大学へ編入した場合の在学すべき年数	短期大学へ編入した場合の在学すべき年数
一年以上	一年以上

第十一條 従前の規定による中学校、高等女学校又は実業学校の各学年の課程を修了した者の資格については、附則第五條及び第六條の規定による。

第十二條 前三條に規定するもののほか、従前の規定による学校の卒業生の資格については、別に定める。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

附則 昭和二十五年四月一日施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

附則 昭和二十五年四月一日施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

附則 昭和二十五年四月一日施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

附則 昭和二十五年四月一日施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

附則 昭和二十五年四月一日施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

D [日法八六〇・一] ⑤

第一学年	第二学年
四年以上	三年以上
短期大学へ編入した場合の在学すべき年数	短期大学へ編入した場合の在学すべき年数
一年以上	一年以上

二五二

二五三

従前の例による。

附則 昭和二十五年四月一日施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

附則 昭和二十五年四月一日施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

附則 昭和二十五年四月一日施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

附則 昭和二十五年四月一日施行し、昭和二十五年九月一日から適用する。

D [日法八六〇・一] ⑤

おける履修とみなして、当該特別支援学校の課程の修了、単位の修得又は卒業の認定をすることができる。

3 この省令の施行前に旧高等学校において単位を修得した者に対する学校教育法施行規則第三十五条第五項において読み替えて適用する同令第九十七条の規定の適用については、当該単位は、当該旧高等学校等が改正法附則第一条第一項の規定によりなるものとされた特別支援学校において修得した単位とみなす。

附則 (平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで) この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附則 (平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで) この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで) この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百二十五条第二項の改正規定、第五十二条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第九十九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第十二条中幼稚園設置基準第六条第一項、第二項及び第三項並びに第十二条中高等専門学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第二十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第二十九条中中学校設置基準第六條第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等専門学校設置基準第八條第一項及び第二項並びに第九條の改正規定(副校長、主任教諭又は指導教諭に係る部分に限る)は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二十年三月二十八日附則(改正)第五号) この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで) 附則別表第一

附則別表第一(附則第二項関係) (平二〇文科令一九・通知) 備考 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。

Table with 6 columns: 区, 分, 第一学年, 第二学年, 第三学年, 第四学年, 第五学年, 第六学年. Rows include 各教科の授業時数, 理数, 体育, 総合的な学習の時間, 総合的な学習の時間の授業, 総授業時数.

附則別表第二(附則第四項第一号関係) (平二〇文科令一九・通知) 備考 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

Table with 6 columns: 区, 分, 第一学年, 第二学年, 第三学年, 第三学年. Rows include 各教科の授業時数, 理数, 選択教科等に充てる授業時数, 総合的な学習の時間の授業, 総合的な学習の時間の授業, 総授業時数.

附則別表第三(附則第四項第二号関係) (平二〇文科令一九・通知) 備考 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

Table with 6 columns: 区, 分, 第一学年, 第二学年, 第三学年, 第三学年. Rows include 各教科の授業時数, 理数, 選択教科等に充てる授業時数, 総合的な学習の時間の授業, 総合的な学習の時間の授業, 総授業時数.

2 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間、小学校の教育課程は、学校教育法施行規則(以下「令」という)第五十条第一項の規定にかかわらず、第五学年及び第六学年においては、外国語活動を加えて編成することができるものとする。

2 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間、小学校の各学年における算数、理科、体育及び総合的な学習の時間のそれぞれ授業時数並びに総授業時数は、令別表第一の規定にかかわらず、附則別表第一に定める授業時数を標準とする。

4 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間、中学校の各学年における数学及び理科の授業時数、選択教科等に充てる授業時数並びに総合的な学習の時間の授業時数は、令別表第二及び別表第四の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める附則別表に定める授業時数を標準とする。

1 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 附則別表第一 2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 附則別表第二 3 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 附則別表第三 4 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 附則別表第四

6 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に於ける令第七十九条及び第八十条第一項において読み替えて適用する第五十五条から第五十六条までの規定の適用については、これらの規定中「又は第五十二条」とあるのは「若しくは第五十二条又は学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文科省令第五号)附則第三項」とする。

備考 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

備考 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。

附則 (平成二十年六月三日文部科学省令第一九七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十年七月二日文部科学省令第二〇二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十年八月二日文部科学省令第二〇六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十年二月二日文部科学省令第三四三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二十年三月九日文部科学省令第三五七号)
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一号 第二十六條及び第二十七條第一項の改正規定 平成二十二年四月一日
- 第二号 第二十七條第一項及び第二項の改正規定並びに第二十七條第三項を削る改正規定 平成二十四年四月一日
- 第三号 第八十三條、第八十八條、別表第三及び別表第五の改正規定 平成二十五年四月一日

2 改正後の学校教育法施行規則(以下「新令」という。)別表第三の規定は、平成二十五年四月一日以降高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)に入

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

学した生徒(新令第九十一条(新令第十三条第一項及び第五十五條第五項で準用する場合を含む。附則第四項及び第五項において同じ。)の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用する。

3 前項の規定により新令別表第二の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

4 平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒(新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成二十二年二月二十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程については、平成二十一年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則(以下「旧令」という。)別表第三の規定の適用については、同表(イ)の表福祉の項中「福祉情報処理」とあるのは、「福祉情報処理 介護福祉基礎 コミュニケーション技術 生活支援技術 介護過程 介護総合演習 介護実習 ことばからの理解 福祉情報活用」とする。

5 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒(新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて平成二十四年三月三十一日までに入学した生徒に

二九三・五

係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程については、平成二十四年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における旧令別表第三の規定の適用については、旧令別表第三(イ)の表数学の項中「数学基礎 数学I」とあるのは、「数学I」と、「数学II」とあるのは、「数学II」とし、同表理科の項中「理科基礎 理科総合A 理科総合B 物理I 物理II 化学I 化学II 生物I 生物II 地学I 地学II」とあるのは、「科学と人間生活 物理基礎 物理 化学基礎 化学 生物基礎 生物 地学基礎 地学 理科課題研究」とし、旧令別表第三(ロ)の表理数の項中「理数数学探究」とあるのは「理数数学特論」と、「理数地学」とあるのは「理数地学 課題研究」とする。

6 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における旧令第九十一条及び別表第三十條第二項の規定の適用については、旧令第九十一条中「編成するものとする。」とあるのは「編成するものとする。ただし、第五学年及び第六学年においては、知的障害者である児童を教育する場合を除き、外国語活動を加えて編成することができる。」とし、旧令第九十條第二項中「道徳」とあるのは「道徳 外国語活動」とする。

7 新令第九十條及び別表第五の規定は、平成二十五年四月一日以降特別支援学校の高等部に入学した生徒(新令第九十條第二十五條第五項で準用する新令第九十一条の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用されるまでの特別支援学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。

8 前項の規定により新令第九十條及び別表第五の規定が適用されるまでの特別支援学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。

9 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学した生徒(新令第三十五條第五項で準用する新令第九十條の規定により入学した生徒であつて平成二十二年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程については、平成二十二年四月一日から新令第九十條及び別表第五の規定が適用されるまでの間における旧令第九十條及び別表第五の規定の適用については、同条中「及び流通・サービス」とあるのは、「流通・サービス及び福祉」とし、旧令別表第五(ロ)の表保健医療の項中「課題研究」とあるのは「課題研究 保健医療情報活用」とし、同表療育の項中「課題研究」とあるのは「課題研究 療育情報活用」とし、同表「歯科技工」の項中「課題研究」とあるのは「課題研究 歯科技工情報活用」とする。

A (日法八九四二・三) ⑤

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

別表第一 (第五十一條第四項 字(〇)文字各五・五)

区	分					
	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
国語	三〇六	三二五	二四五	二四五	一七五	一七五
社会	二二六	一七五	七〇	九〇	一〇〇	一〇五
理科	一〇二	一〇五	九〇	一〇五	一〇五	一〇五
生活	一〇二	七〇	六〇	六〇	五〇	五〇
音楽	六八	七〇	六〇	六〇	五〇	五〇
図画工作	六八	七〇	六〇	六〇	五〇	五〇
家庭	二〇二	一〇五	一〇五	一〇五	九〇	九〇
体育	二〇二	一〇五	一〇五	一〇五	九〇	九〇
道徳の授業時数	三三	三五	三五	三五	三五	三五
外国語活動の授業時数	三三	三五	三五	三五	三五	三五
総合的な学習の時間の授業時数	三三	三五	三五	三五	三五	三五
特別活動の授業時数	三五	三五	三五	三五	三五	三五
総授業時数	八五〇	九一〇	九四五	九八〇	九八〇	九八〇

備考

- この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学校給食に係るものを除く。()に充てるものとする。
- 第五十條第二項の場合において、道徳のほかには、宗教の授業時数をこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第二及び別表第四の場合においても同様とする。)

A (日法二〇〇九二・三) ⑤

区	各教科の授業の授業時数							道徳の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育				
第一学年	一四〇	一〇五	一四〇	一〇五	四五	四五	一〇五	三五	七〇	一〇一五	
第二学年	一四〇	一〇五	一四〇	一〇五	三五	三五	一〇五	三五	七〇	一〇一五	
第三学年	一〇五	一四〇	一四〇	一四〇	三五	三五	一〇五	三五	七〇	一〇一五	

第二十六編 教育(学校教育法施行規則)

二九五

第二十六編 教育(学校教育法施行規則)

二九六

備考
一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

別表第三(第八十二条、第八十条、第二百二十八条関係) (字二文科令三・全七)

各教科	各教科に属する科目	各教科	
		教	科
国語	国語総合、国語表現、現代文A、現代文B、古典A、古典B		
地理歴史	世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B		
公民	現代社会、倫理、政治・経済		
数学	数学I、数学II、数学III、数学A、数学B、数学活用		
理科	科学と人間生活、物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物、地学基礎、地学、理科課題研究		
保健体育	体育、保健		
芸術	音楽I、音楽II、音楽III、美術I、美術II、美術III、工芸I、工芸II、工芸III、書道I、書道II、書道III		
外国語	コミュニケーション英語基礎、コミュニケーション英語I、コミュニケーション英語II、コミュニケーション英語III、英語表現I、英語表現II、英語会話		
家庭	家庭基礎、家庭総合、生活デザイン		
情報	社会と情報、情報の科学		
農業	農業と環境、課題研究、総合実習、農業情報処理、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営、農業機械、食品製造、食品化学、微生物利用、植物バイオテクノロジー、動物バイオテクノロジー、農業経済、食品流通、森林学、森林経営、林産物利用、農産土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園技術、環境緑化材料、測量、生物活用、グリーンライフ		

第二十六編 教育(学校教育法施行規則)

二九七

第二十六編 教育(学校教育法施行規則)

二九八

工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	数学
工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業数理基礎、情報技術基礎、材料技術基礎、生産システム技術、工業技術英語、工業管理技術、環境工学基礎、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、電子制御技術、自動車工学、自動車整備、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、電子情報技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、建築構造、建築計画、建築設計、建築施工、建築法規、設備計画、空気調和設備、衛生、防災設備、測量、土木基礎力学、土木構造設計、土木施工、社会基盤工学、工業化学、化学工学、地球環境工学、材料製法技術、工業材料、材料加工、セラミックス化学、セラミックス技術、セラミックス工業、繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア装飾、インテリアエレメント生産、デザイン技術、デザイン史	ビジネス基礎、課題研究、総合実習、ビジネス実務、マーケティング、商開発、広告と販売促進、ビジネス経済、ビジネス経済応用、経済活動と法、簿記、財務会計I、財務会計II、原価計算、管理会計、情報処理、ビジネス情報、電子商取引、プログラミング、ビジネス情報管理	水産海洋基礎、課題研究、総合実習、海洋情報技術、水産海洋科学、漁業、航海・計器、船舶運用、船用機関、機械設計工作、電気理論、移動体通信工学、海洋通信技術、資源増殖、海洋生物、海洋環境、小型船舶、食品製造、食品管理、水産流通、ダイビング、マリンスポーツ	生活産業基礎、課題研究、生活産業情報、消費生活、子どもの発達と保育、子ども文化、生活と福祉デザイン、服飾文化、ファッション造形、ファッションデザイン、服飾手芸、フードデザイン、食文化、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生	基礎看護、人体と看護、疾病と看護、生活と看護、成人看護、老年看護、精神看護、在宅看護、母性看護、小児看護、看護の統合と実践、看護臨床実習、看護情報活用	情報産業と社会、課題研究、情報の表現と管理、情報と問題解決、情報テクノロジー、アルゴリズムとプログラミング、ネットワークシステム、データベース、情報システム実習、情報メディア、情報デザイン、表現メディアの編集と表現、情報コンテンツ実習	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合実習、介護実習、こころとからだの理解、福祉情報活用	理数数学I、理数数学II、理数数学特論、理数物理、理数化学、理数生物、理数地学、課題研究

体育	スポーツ概論、スポーツI、スポーツII、スポーツIII、スポーツIV、スポーツV、スポーツVI、スポーツ総合演習
音楽	音楽理論、音楽史、演奏研究、ソルフェージュ、声楽、器楽、作曲、鑑賞研究
美術	美術概論、美術史、素描、構成、絵画、版画、彫刻、ビジュアルデザイン、グラフィックデザイン、情報メディアデザ イン、映像表現、環境造形、鑑賞研究
英語	総合英語、英語理解、英語表現、異文化理解、時事英語

備考
一 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
二 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

二九九

別表第四 (第七十六条、第七十七条、第七十八条関係)

三〇〇

区分	第一学年			第二学年			第三学年		
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語
各教科	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
授業時数	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
道徳の授業時数	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
総合的な学習の時間の授業時数	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
特別活動の授業時数	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
総授業時数	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五	一〇二五

備考
一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領(第九十八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。)で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。
三 各学年においては、各教科の授業時数から七十を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり三十五を限度とする。

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

三〇一

別表第五 (第二百二十八条関係)

三〇二

各教科	各教科に属する科目
保健医療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健医療、臨床保健医療、療と保健医療経営、保健医療経営実習、保健医療臨床実習、保健医療情報活用、課題研究
理学療法	人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、臨床実習、理学療法情報活用、課題研究
各教科	各教科に属する科目
印刷	印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究
クリーニング	理容・美容関係法規、衛生管理、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、理容・美容文化論、理容・美容技術理論、理容・美容運営管理、理容実習、理容・美容情報活用、課題研究
歯科技工	歯科技工関係法規、歯科技工概論、歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、歯科技工実習、歯科技工情報活用、課題研究

- 一 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

A (日法一〇九二・三三) ㊟

第二十六編 教育 (学校教育法施行規則)

三〇三

第二十六編 教育

三〇四(一)㉞

A (日法一〇九二・三三) ㊟